部長及び参事官
殿
所　　属　　長

地 域 発 第 5 1 号
（通指）
令和８年３月24日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

地域警察官の無線機器携行基準の制定について（通達乙）

地域警察官の無線機器携行基準については、「地域警察官の無線機携行基準の制定について（通達乙）」（令和６年３月７日地域発第51号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、一部の署に地域交通課が設置されることに伴い、別添のとおり「地域警察官の無線機器携行基準」を制定したので、引き続き適正な運用に努められたい。

なお、本通達は令和８年４月１日から実施し、同日付けで旧通達は廃止する。

別添

地域警察官の無線機器携行基準

１　用語の意義

この基準において使用する用語の意義は、「高知県地域警察運営規程」（平成５年本部訓令第６号）及び「警察移動無線のコード等管理要領」（令和５年３月17日警察庁丙通基発第27号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1)　交番等勤務員

交番、駐在所及び所在地勤務員をいう。

(2)　乗務員

警ら用無線自動車に乗務して活動する地域警察官をいう。

(3)　県内系無線機

ＩＰＲ形警察移動無線通信システムを使用した県内通信系による無線通話を行うための無線機をいう。

(4)　携帯型端末

高度警察情報通信基盤システム(以下「ＰⅢ」という。)のデータ端末及びこれに類する端末をいう。

２　交番等勤務員における無線機器携行基準

(1)　無線機及び受令機

ア　交番等勤務員は、署管内の警察無線のサービスエリア等を考慮し、署活系無線機又は県内系無線機を携行すること。

イ　県内系無線機を携行しない交番等勤務員は、受令機を携行すること。

(2)　携帯型端末

交番等勤務員は、携帯型端末を携行すること。

３　乗務員における無線機器携行基準

(1)　無線機及び受令機

ア　乗務員は、複数人が１組で勤務する場合であっても、各乗務員が別々に活動する状況もあり得るため、各乗務員が署活系無線機又は県内系無線機を携行すること。

イ　署活系無線機を携行する乗務員は、受令機を携行すること。

ウ　県内系無線機にモバイルスピーカマイクが搭載されている場合であって、想定される車外における活動範囲においてこれが利用可能な場合は、モバイルスピーカマイクを県内系無線機に代えることができるものとする。このとき、モバイルスピーカマイクを携行する乗務員は、受令機を携

行するほか、携帯型端末を携行するなど、他の連絡手段を確保すること。また、モバイルスピーカマイクの亡失防止のための適切な措置を講ずること。

(2)　携帯型端末

乗務員の少なくともいずれか１人は、携帯型端末を携行すること。

4　その他の地域警察官における無線機器携行基準

交番等勤務員・乗務員に該当しない、その他の地域警察官についても、所外活動時には可能な限り、署活系無線機、県内系無線機又はＰⅢを携行すること。

5　携行の確認及び指導

(1)　県本部による確認

県本部地域課は、巡回指導の際に、個々の勤務員の無線機器携行状況等を確認し、不備な点を是正させるとともに、その結果を踏まえて署の地域課長(地域交通課長含む。)に対し必要な指導を行うこと。また、指導を行った際は、その内容を記録するとともに、事後、改善状況を検証すること。

(2)　署幹部による確認

交番・駐在所等に対する巡回指導を行う警部以上の署幹部は、巡回指導の際に、個々の勤務員の無線機器携行状況等を確認し、不備な点を是正させるとともに、その状況を記録し、事後、改善状況を検証すること。また、携帯型端末を活用した勤務員の動態管理及び勤務管理など、迅速な初動警察活動のための体制強化に努めること。

6　その他

情勢の変化等により無線機器の台数が不足する場合は、地域警察活動における連絡手段が十分確保できるように通信指令課と協議すること。

（本件担当：指導係、3572・3573）